

食品表示の検討課題と 米のトレーサビリティについて

1. 消費者委員会「食品表示部会」における食品表示検討課題について

平成21年9月1日、消費者庁と消費者委員会が発足しました。

消費者委員会は、消費者目線で、消費者庁を含む消費者行政全般に対して監視する機能を有することとなっています。

これを受け、従来からあった「農林物資企画調査会」と「厚生労働省表示部会」と「農水省厚労省の食品の表示に関する共同会議」を消費者委員会に移管し、傘下の「食品表示部会」にて、具体的な審議を行なうこととしました。

平成22年3月23日に、第1回「食品表示部会」が開催され、当面の審議事項として5項目協議されました。

(1) 加工食品等の原料原産地表示の表示拡大について

JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示は、平成13年から個別品目ごとに順次対応してきましたが、平成18年10月に20食品群に義務付け対象が拡大され、平成21年10月には、緑茶飲料とあげ落花生が追加されました。課題は3点です。

- ・ 類繁な原材料産地切替への対応
- ・ 物理的スペースの制約
- ・ 原料原産地情報の分からない輸入

中間加工品への対応

(2) トランス脂肪酸の含有量表示

トランス脂肪酸を大量に摂取すると、動脈硬化等による心臓疾患のリスクを高めるとの報告があり、米国等では、トランス脂肪酸の含有量表示が義務付けられています。日本人1人当たりの摂取量は総エネルギー摂取量の1%未満となっていますが、脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合は、平均値を大きく上回る摂取量となる可能性があります。

(3) 遺伝子組換え食品の表示義務拡大

日本では食品衛生法及びJAS法に基づき、
・ 遺伝子組換え農産物及び組換えられたDNA等が検出できる加工品について、「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」との表示を義務付け、
・ 非遺伝子組換え農産物を分別生産流通管理して使っている場合には、任意で「遺伝子組換えでない」と表示することが可能としています。

(4) 個別品質表示基準の改正

チルドミートボールとチルドハンパ、グステーキの品質表示基準の定義について、双方の整合性を図るとともに、チルドハンパ、グステーキの具の範囲を拡大するとしています。これ以外の20以上の個別品質表示基準も順次改定を行なう予定です。

(5) 遺伝子組換えパパイアの表示義務化

米国(ハワイ)を中心に栽培されている遺伝子組換えパパイアは、平成21年7月、食品安全委員会での安全性が確認されました。

2. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレサ法)について

消費者委員会の第1回「食品表示部会」にて加工食品等の原料原産地表示の表示拡大が協議されていますが、今後の「トレーサビリティ」の基本的な考え方を示した法律として脚光を浴びているのが、標題の「米トレサ法」です。「米トレサ法」は大きく2つの内容から構成されています。

(1) 「記録」平成22年10月1日の取引から適用

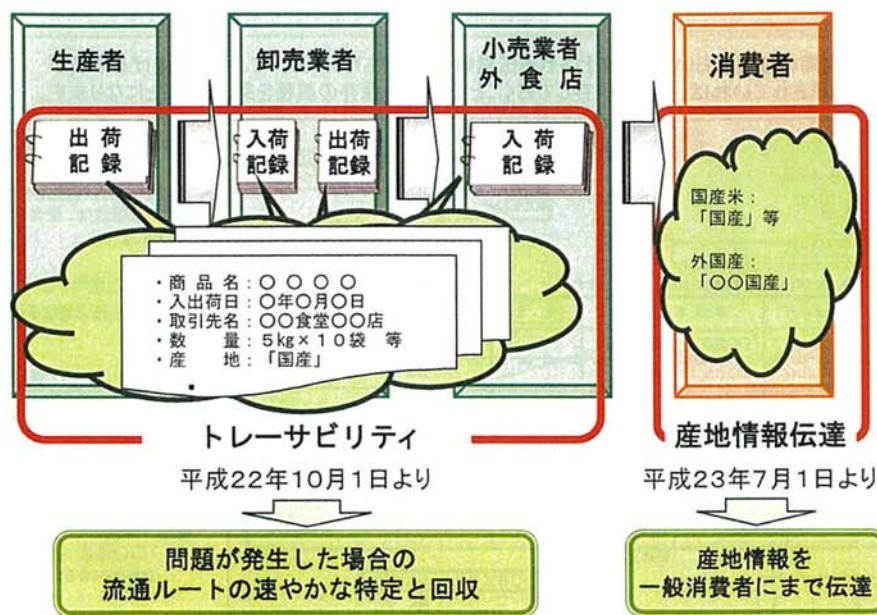
①米穀等「・米穀(もみ、玄米、精米、碎米)・米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品(もち粉調製品を含む)、米菓生地、米こうじ等、米飯類(各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの、包装米飯、発芽玄米、乾燥米飯等の米飯類(いずれも冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む)・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しうちゅう



米トレーサビリティ法の概要

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

※農林水産省ホームページより



「みりん」を出荷・販売、入荷・購入、事業所間の移動、廃棄した場合には、その記録を作成し、原則として3年間保存する必要があります。紙媒体・電子媒体いずれでも可能です。

(2) 「伝達」平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用
 国産米の場合は「国内産」「国産」と

記載し、(ただし、都道府県名、市町村名や一般に知られた地名でも可)。外国産の場合はその「国名」を記載します。産地が2以上ある場合は原材料に占める重量の割合の多い順に記載します。産地が3以上ある場合は原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することが出来ます。国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合は、国レベルでカウントし、3か国以上のものを混合した場合に「その他」と記載できます。

① 事業者間における産地情報の伝達
 米・米加工品(上記の米穀等と同じ。ただし飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(納品書、規格書等への記載も可)又は商品の容器・包装への記載により、産地(米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地)情報の伝達が必要です。

② 一般消費者への産地情報の伝達
 一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、

○玄米・精米、もち(一部)のように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、「米トレサ法」の対象外とされているので、JAS法により定められた品質表示基準に従って産地を表示しなければなりません

(例えば、もち米の割合が50%を超えるもちは、引き続き加工食品品質表示基準に基づく原料原産地表示を行ないます)。

○上記の義務がない場合には、「米トレサ法」に基づき以下により産地情報の伝達を行なうことが必要となります。商品の包装に「産地情報」または「産地を知ることが出来る方法」を記載、店内に「産地情報」または「産地を知ることが出来る方法」を掲示、購入カタログや注文画面に産地情報を掲示等。

○ばら売りをする対面販売などJAS法や食品衛生法において表示の義務を課していない場合であっても、「米トレサ法」では産地情報の伝達を行なう必要があります。

消費者委員会「食品表示部会」の検討課題としては、食の安全・安心に向けて、「原料原産地の表示」、「トレーサビリティの導入」が非常に大きなテーマとなっています。

わたしたちの「エコーマーク」も、食の安全・安心に向け、表示の充実をはかってまいります。組合員・消費者のみなさまにとって、何が本当に必要な情報かを見極めて、すすめていきたいと思っております(今回「食品表示部会」のメンバーとして、生産者団体からは全国農業協同組合連合会が選出されました)。